

文部科学大臣 殿

高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書

高等学校等就学支援金の加算支給について、次のとおり届け出ます。

注 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな			生年 月日	昭和 平成	年	月	日
	氏名	姓	名					
	住所	都道府県		市区町村				
学校	学校の名称	鶴岡工業高等専門学校						
		<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 · <input type="checkbox"/> 定時制 · <input type="checkbox"/> 通信制 (高等学校・中等教育学校の場合)						
	学校の所在地	山形	都道府県	鶴岡	市区町村	井岡字沢田104		
	学校設置者の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構						

【確認事項】

1. 加算支給の届出区分のうち、該当するものを選択してください。

<input type="checkbox"/>	4月～6月 ※前年度の課税証明書等	<input type="checkbox"/>	7月～3月 ※当該年度の課税証明書等
--------------------------	-------------------	--------------------------	--------------------

2. (1)または(2)の中から、該当するものを選択してください。

(1)	<input type="checkbox"/>	保護者の所得に関する書類を添付します。
		<input type="checkbox"/> 保護者が1人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に別紙ロ③～⑤に該当する者がいる場合 [理由]

(2)	①	<input type="checkbox"/>	以下の理由により、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。
			<input type="checkbox"/> 児童相談所に入所しており、児童相談所長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
			<input type="checkbox"/> 児童福祉施設に入所しており、児童福祉施設の長が児童福祉法の規定により親権を行っています。
			<input type="checkbox"/> 法人である未成年後見人が選任されています。
			<input type="checkbox"/> 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が選任されています。
			<input type="checkbox"/> その他、以下の理由により保護者の所得に関する書類を提出することができません。 [理由]
	②	<input type="checkbox"/>	成人に達しており保護者がいないため、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。

3. 所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

上記の内容に相違ありません。

記入者署名

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 平成 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

平成24年 6月22日

文部科学大臣 殿

高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書

高等学校等就学支援金の加算支給について、次のとおり届け出ます。

注 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな	つる おか	た ろう	生年 月日	昭和 平成	8	年	7	月	10	日
	氏名	姓 鶴岡	名 太郎								
	住所	山形 都道府県 鶴岡 市区町村 本町									
学校	学校の名称	鶴岡工業高等専門学校									
		全日制・定時制・通信制（高等学校・中等教育学校の場合）									
	学校の所在地	山形 都道府県 鶴岡 市区町村 井岡字沢田104									
	学校設置者の名称	独立行政法人国立高等専門学校機構									

【確認事項】

1. 加算支給の届出区分のうち、該当するものを選択してください。

<input type="checkbox"/>	4月～6月 ※前年度の課税証明書等	<input checked="" type="checkbox"/>	7月～3月 ※当該年度の課税証明書等
--------------------------	-------------------	-------------------------------------	--------------------

2. (1)または(2)の中から、該当するものを選択してください。

(1)	<input checked="" type="checkbox"/>	保護者の所得に関する書類を添付します。
	<input checked="" type="checkbox"/>	保護者が1人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に別紙ロ③～⑤に該当する者がいる場合 [理由] ※課税証明書で保護者が1人であることがわかる場合は、記入不要です。
(2)	<input type="checkbox"/>	以下の理由により保護者が主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。 ※保護者が1人である場合は、こちらにもチェックを付し、その理由を「理由欄」にお書きください。 【理由例1】 父鶴岡一郎と母田中花子は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に離別したため、保護者は父鶴岡一郎のみです。 【理由例2】 父鶴岡一郎とは、平成〇〇年〇〇月〇〇日に死別したため、保護者は母鶴岡花子のみです。 【理由例3】 戸籍謄本を添付します。（戸籍謄本を添付してください。）
	<input type="checkbox"/>	② 成人に達しており保護者がいないため、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。

3. 所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
鶴岡 一郎	父	鶴岡 花子	母

上記の内容に相違ありません。

記入者署名

保護者が1人の場合は、こちらにのみお書きください。

鶴岡 一郎

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 平成24年 6月 25日

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

留意事項

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の加算支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を提出し、7月～翌年3月については、当該年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を都道府県（文部科学省）が定める期限（注1）までに提出してください。なお、7月以降に課税証明書等を提出した（注2）生徒は、翌年6月まで加算支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 確認事項2(1)に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ニ 確認事項2(2)に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

（独）国立高等専門学校機構による注意書き

注1 各国立高等専門学校が定める期限までに提出してください。

注2 「7月以降に課税証明書等を提出した」は「7月分以降の加算支給に関する課税証明書等を提出した」の意味とご理解ください。